

採用支援サービス申込書（☐新規・☐継続）

裏面「採用支援サービス利用規約」を了承し、以下の条件にて人材の紹介を申し込みます。
なお、本申込みに基づく継続その他の申込み等については責任者又は担当者が行います。

【申込みに際してのお願い】
●黒ボールペン(容易に消えないもの)にて太枠内をご記入ください。
●請求先は、申込者と異なる場合に必ずご記入ください。
支払規程につきましては、締日より40日以内のお支払いをお願いしております。
●申込者において社名、住所、責任者、担当者等の変更が生じた場合には、その旨を担当者にご連絡をお願い致します。

記入日	年	月	日				
フリガナ							
雇用先 会社名	⑩						
フリガナ							
本社所在地							
	TEL ()		FAX ()				
フリガナ							
窓口所在地	☐ 本社住所地と同様 〒 -						
	TEL ()		FAX ()				
フリガナ							
責任者	役職（所属）		氏名		⑩		
	E-mail						
フリガナ							
担当者	役職（所属）		氏名		⑩		
	E-mail						

請求先	☐ 左記申込会社と同様		
	フリガナ		
	会社名		
	フリガナ		
	所在地		
	フリガナ		
	責任者		
支払方法	銀行振込		
支払規程	☐ 毎月末締翌月末払い	☐ その他	(毎月 日締 日払)

●契約期間

基本契約	年 月 日から1年間
	1年ごとに自動更新を ☐ 行う ☐ 行わない

- 1.本企画の対象として紹介を受けた応募者を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として左記のコンサルティングフィーに消費税を加算した金額を支払い、支払いにかかる費用を負担します。
- 2.コンサルティングフィーを料率で算出する場合は、以下の理論年収に基づいて算出します。ただし、年棒制を採用する場合は、年棒額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を、理論年収とします。

理論年収＝月額固定給(＊)×12+賞与算出基準額×前年度実績賞与支給月数

＊月額固定給＝基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当

通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額給与に含まれません。ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額給与に含まれます。

- 3、応募者が入社後、応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払ったコンサルティングフィーの内、以下の金額の返還を求めます。ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月1日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティングフィーの返還は一切請求しません。また、貴社（株式会社キャリアエディット）は当該請求を受けた場合、当該応募者の退職日が属する月の翌月末日までに弊社が指定する口座に振り込んで返還するものとします。

- 1ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティングフィーの80％
1ヶ月越え3ヶ月以内・・・・・・・・コンサルティングフィーの50％
3ヶ月越え6ヶ月以内・・・・・・・・コンサルティングフィーの10％

- 4、応募者と委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結した場合にも、第1項から第3項を準用します。

株式会社キャリアエディット

弊社使用欄

企業NO.	
担当者名	

キャリアエディット 採用支援サービス利用規約

第1条（本サービスの内容）

- キャリアエディット（以下当社）は、申込者より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、申込者に応募する意思がある人材を申込者に対し紹介する（以下申込者に紹介した人材を「候補者」という）。申込者は、候補者から任意の者を選び、申込者の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。
- 申込者は、当社に紹介を依頼する求人案件に関して、特別な条件（必要な資格等も含む）がある場合、事前にその旨を当社に通知する。
- 当社は、職業紹介事業者として通常課される責任において、人材紹介サービス（以下「本サービス」という）を誠実に遂行する。
- 申込者は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認する。
- 申込者は、候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの）またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、当社にはその副本若しくは写しを交付する。
- 本契約は、当社が申込書を受領した時点で、申込書記載の申込日（以下「申込日」という）をもって成立するものとする。ただし、当社が受領後10日以内に申込者に対し異議を述べた場合は、当社の承諾はないこととし本契約は成立しない。

第2条（候補者への求人条件等の開示・公開）

- 申込者は、本サービスに関する求人票作成のため、当社に対し、必要な情報を提供する。
- 当社は申込者から提供された情報に基づいて求人票を作成・開示・公開する。
申込者は当該求人票の開示・公開後に速やかに内容を確認し、変更等の必要がある場合は、当社にその旨を通知するものとする。
- 申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は求人票に記載の求人条件、申込者から提供された情報及び一般に公開されている申込者の企業情報等の当社が独自に収集した情報等（以下「求人条件等」という）を、候補者に対して開示・提供できるものとする。
- 申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、当社が候補者を募集する目的で、求人条件等を、当社のウェブサイト等において開示・公開できるものとする。

第3条（業務提携先への求人条件等の開示・公開）

- 申込者が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、より広域な求職者の中から候補者を申込者に紹介する目的で、求人条件等を、当社の業務提携先に対し、開示・提供できるものとし、業務提携先は目的の範囲内で求人条件等を利用し、またはウェブサイト等において開示公開できるものとする。
- 当社は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任を持って監督するものとする。

第4条（機密情報・個人情報の取扱い）

- 申込者および当社は、本契約に関して知り得た相手方の機密情報及び相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。
- 申込者および当社は、候補者の同意を得て相手方より開示された候補者の個人情報、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならない。なお、申込者または当社が候補者との間で個人情報に関するトラブルが生じた場合、他方当事者の責に帰すべき事由がない限り、他方当事者は責任を負わないものとする。
- 申込者および当社は、事前に申込者が希望しない旨を指定した場合を除き、申込者の求人情報、候補者の個人情報、候補者の入社条件に関する情報等の授受を行う際は、当社の提供するシステムを利用することを確認する。

第5条（著作権等の取扱い）

本サービスにつき、申込者から当社に提供した申込者に権利が帰属する著作物および広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ（以下「著作物」という）に関しては、申込者は、予め、本サービスの目的の範囲（候補者の募集を目的とした広告掲載を含む）において当社の業務提携先が使用することを許諾しているものとする。

第6条（業務委託）

- 申込者は、本契約に関する業務を当社以外の採用代行会社またはその他の第三者に委託する場合（以下「委託先」という）、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、候補者の個人情報について厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の当該個人情報の取扱いについて責任を持って監督する。
- 申込者が、当社に対し、候補者の個人情報を委託先に直接提供することを求めるときは、委託先が正当な権限を有する旨を書面（電子メール含む。以下本文において同じ。）にて当社に事前通知をするものとする。なお、申込者は、委託先に変更があった場合（新たな委託先の選定または委託契約終了のものも含む）、速やかに当社にその旨を書面にて通知するものとする。

第7条（利用者）

申込者は、本サービスを利用するもの（自己の従業員、委託先またはその他の第三者）が、申込者より正当な権限の付与を受けたものであることを保証する。

第8条（免責）

- 当社は、申込者に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに候補者に関する保証は行わないものとする。
- 申込者および当社は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者その他第三者との間のトラブルについては責任を負わないものとする。

第9条（留意事項）

- 候補者につき、当社の紹介日から12箇月を経過しない間に、当社の紹介以外の方法によって申込者への応募または紹介がなされた場合、当社の紹介が優先されるものとする。なお、申込者は、当社の紹介前に他の方法による応募又は紹介がなされていた場合には、当社の紹介後直ちに当社にその旨を通知し、当社に求められた場合、その事実を証明する書面（電子メール含む）を提出するものとする。
- 申込者は、当社の紹介後、特段の事由がない場合、当社への事前通知なく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、当社より候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用してはならない。ただし、当社の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
- 申込者が派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。
- 申込者は、報酬支払いを免れる目的をもって本条第2項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者1名につき報酬相当額の2倍の違約金を当社に支払うものとする。

第10条（損害賠償）

申込者および当社は、本サービスの遂行に際し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を発生させた場合、現実が発生した直接かつ通常の損害を賠償するものとする。

第11条（解除）

申込者および当社は、相手方が本契約に違反した場合や、本契約を継続したい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて相手方にその旨書面にて事前通知することにより、本契約を解除することができる。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 申込者および当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
（1）反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていること
（5）その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 申込者および当社は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為
- 申込者および当社は、自己の下請もしくは再委託先業者（下請または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が現在および将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと。ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- 申込者および当社は、その下請または再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。
- 申込者および当社は、前4項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
- 申込者および当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、申込者と当社の間にて締結されたすべての契約を解除することが出来るものとする。この場合、契約の解除を行った申込者または当社は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った申込者または当社に損害が生じた時は、相手方はその損害を賠償するものとする。

第13条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、申込日から1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに申込者、当社双方から何ら異議申立てのない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。
- 申込者および当社の間で本サービスと内容の契約を締結する場合、新たな契約の有効期間開始日をもって、本契約は失効するものとする。ただし、本契約の有効期間中に当社が申込者に候補者を推薦した場合、当該候補者に関しては本契約が適用されるものとする。
- 本契約に定める報酬の支払いに関する事項、第4条、第5条、第9条第4項、第10条、本条および第15条は、本契約有効期間終了後も有効とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めなき事項または、本契約の解釈などに協議が生じた場合は、誠意をもって申込者と当社で協議してこれを解決する。

第15条（合意管轄及び準拠法）

- 申込者および当社は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国憲法令ならびに関係官庁の指導等を遵守する。
- 本契約および本契約に関連する契約に関して申込者および当社間で紛争が生じたときは、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。